

基 調 提 案

1. はじめに

今年の基調提案で冒頭述べるべきことは、やはり新型コロナウイルス感染症による世界規模の影響についてでしょう。経済のグローバル化やインターネットの普及により、人、モノ、情報が人類史上かつてない規模と速度で流通する現代社会において、かつて遭遇したことのない新たなウイルスの出現は、その確実な対応策が誰にとっても未知数であり、感染拡大の防止のためには、国や地域を封鎖するという手段しか持てなくなりました。これまで大量に行き来していた人の流れは一気に閉ざされる事態となったのです。

日本では、ヨーロッパなどのように、罰金をともなう「ロックダウン」という事態にまでは至りませんでした。唐突な公立小中学校の休校宣言が政府からなされ、そこから、人々の生活は一気に変貌しました。その変化は、社会的に弱い立場にある人々により多く影響を与え、非正規労働者、特に子どもを抱えて働くひとり親世帯では、消費税増税などで、コロナ以前にも生活がひっ迫している状況下で、仕事を失い、給食もなく、3度の食事にも事欠く事態となっていることが、しんぐるまざーずふぉーらむのアンケート調査結果にあらわれています。販売、接客、サービス業に携わる女性たちの職が奪われ、家庭では家事、育児の負担が増し、DV、児童虐待の増加が統計として報告され、自殺者の割合も、女性の増加が傾向として際立っています。

新自由主義経済の進行のもと、保健・医療の現場も効率が重視され、政策的に保健師などの人員削減がすすめられたことで、感染症対策は後手に回り、社会の構造的な脆弱性が露呈しました。

こうした状況のなか、8月28日、安倍首相は突如辞任を表明し、政権運営の幕を閉じました。歴代最長の7年8か月にわたる政権運営がもたらしたものは、アベノミクスと名付けられた経済政策は、実体経済としての格差是正にはいっこうに役立つことなく、何よりも、憲法9条をなし崩しにするための集団的自衛権創設、解釈改憲による防衛費の拡大でした。そして一方では、度重なる生活保護費や、社会保障費の縮小切り下げにより、弱い立場の人々の暮らしは、

より苦しいものとなってしまいました。

次期首相には菅義偉官房長官が名乗りをあげ、安倍政権路線を公約として新内閣が誕生しました。路線の継承とはすなわち、平和憲法の理念をないがしろにし、国会においては誠実な答弁をつくすことなく、立憲主義を軽んじる態度なのかと危惧されます。「自助・共助・公助」と順番をつけることで、自己責任を言いつのるだけでは、人々の暮らしは立ち行きません。日本学術会議の人選への介入は、学問における思想自由を統制しようとするかつての全体主義を彷彿とさせ、芸術、学問、法律など各分野から反対の声があがっています。

2 『人権侵害救済法』制定が望まれる現状について

ウイルスのような目に見えない脅威に立ち向かうためには、私たちは平常よりもさらに、落ち着き、冷静な対処が求められます。流言飛語に惑わされ、バッシングが横行したり、人々による集団監視的風潮は、私たち自身の行動を委縮させてしまいます。

こうした状況でこそ、他者がおかれた状況に想像力をめぐらせ、痛みや苦しみに感応しつつ、共感しあえるという意味での「人権意識」が切実に求められます。2度わたる世界大戦の教訓から発せられた「世界人権宣言」や、その理念を遂行するために各種人権条約を改めて遵守する国づくり、社会づくりが必要です。

性的少数者（LGBTQ）に関する法整備も論議されつつ一向に制定のきざしがなく、その法整備状況はOECD諸国のうち35か国中34位と、ワースト2位であるとの発表がありました。男女格差をはかるジェンダーギャップ指数についても、日本は今年も153か国中121位と低迷を続けています。一方で、最近発表された世論調査では選択的夫婦別姓への理解が7割を超えるとの報道もあり一般の人々の意識が立法府や政権より先行している状況もうかがえます。人権委員会の設置をはじめとする人権侵害救済にかかわる法制定は、何よりもあらゆる人権課題にかかわる前提となる法律です。そうした法律をいまだ持っていないという、その事実が、国際的なスタンダードからはずれているのです。そのような人権機関の有無は、平穏な日常では、恩恵も不都合も実感する機会は少ないかもしれませんが、新型コロナウイルスへの対応など、社会情勢の大きな変化に遭遇したときに、人権状況の基本的な脆弱性が、少数者をさ

らに追い込んでいく危険性をはらんでいます。そうした事実を多くの市民と共有すべく、今こそ、声を大にして「人権侵害救済法」制定の必要性を訴えましょう。

3 今後の取り組み課題と展望

部落差別解消推進法が制定され、4年を迎えました。同法第6条に規定された部落差別に特化した国による実態調査が昨年ようやく実施され、結果が出されました。それによると77.7%の人が部落差別を聞いたことがあるとし、うち、86%が不当な差別であると回答。しかし、総論として差別はいけないと表明しつつ、各論として、自らの利害にかかわる結婚や就職については15.7%が身元調査を肯定する態度が示され、「わからない」も含めると4割以上が結婚相手等への偏見・差別意識が根強く残っている現状が明らかとなりました。

一方で、京都労働局が初めて行った、「大学生等の公正な採用選考にかかる実態等に関するアンケート（中間集計）」の結果が報告され、大きな衝撃がはしりました。調査は、昨年11月から今年3月の期間に就職活動をおこなった大学生483人から得た回答で、京都府内の大学・短期大学15校の協力が得られました。それによると、人権上の配慮から統一された大学指定履歴書（統一用紙）以外に、会社独自の応募書類等の提出を求められた学生が約半数、228人いたこと。本籍地の項目が含まれていたと回答した人が43人に及び、さらに「戸籍謄（抄）本」を求められた学生が15人、住宅状況、生活環境、家庭環境等に関する質問、出生地に関することも30人が質問されていることが明らかになったのです。これらは明らかに職業安定法に抵触し、就職差別につながります。

小学校・中学校の義務教育からはじまり、高校、大学へと進学していく教育現場においては、まがりなりにも顕在化することなく封じ込められていた偏見や差別が、いざ、実際に社会に巣立つための「就職」という扉を開けるとき、社会の偏見に直面することになるという現実が突き付けられたのです。

結婚と就職。人生における大きな節目において、差別や排除をこうむる。そのことが重大にして最大の課題であることは1965年に出された同和対策審議会答申で「市民的権利と自由が完全に保証されていない」ことの大きな証としてすでに指摘されていました。しかしながら21世紀の現代社会において同様の課題として存在しているということは、啓発の方法のみならず、人権状況その

ものを大きく改善すべき法的、政策的手段が不足していたと言わざるを得ません。こうした背景を踏まえ、京都府実行委員会では、条例制定の取り組みを強化すべく京都府議会 12 月定例会に要請行動を展開します。私達京都市実行委員会も協働で取り組み、住民にとって身近な自治体において、人権にかかわる条例制定がなされ、差別を許さないという社会のメッセージが行きわたるよう訴えます。

「人権教育のための国連 10 年」に続く人権教育の取り組みとして、2005 年からはじまった「人権教育のための世界プログラム」の第 4 段階の提案がまとまりました。2020 年から 2024 年までの 5 年間を期間とし、重点対象を「若者」として、包摂と多様性の尊重に力点を置くことが決議されました。未来を担う、子どもたちや若者の主体性を尊重しつつ、人権尊重の理念をどう伝えていくのか、社会や大人の側の人権意識が問われています。

4 具体的な取り組み

私たち京都市実行委員会では、以上のような課題を具体化させ、「部落解放・人権政策確立要求」を勝ち取るべく次の運動を展開します。

- (1) 部落差別解消推進法の具体化を国・地方自治体に求め、中央実行委員会、京都府実行委員会の運動方針にもとづき、積極的に活動していきます。引き続き衆参国会議員に要請行動を行います。
- (2) あいつぐ差別事件・差別事象を広く市民に訴え、その解決に向けて広範な市民と連携し、ともに取り組んでいきます。
- (3) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を活用し、憲法月間事業、人権月間事業などをおこないます。
- (4) 戸籍謄本等の不正請求を抑止するために、事前登録型本人通知制度の登録拡大にむけて取り組みを進めます。
- (5) 加盟諸団体の部落問題学習・研究等に積極的に参加していきます。
- (6) 部落問題をはじめとしたあらゆる差別撤廃の活動に協賛・参加していきます。